

令和元年度 熊本県歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された次の会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査した。

令和元年度一般会計

令和元年度特別会計

熊本県中小企業振興資金特別会計

熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計

熊本県収入証紙特別会計

熊本県立高等学校実習資金特別会計

熊本県港湾整備事業特別会計

熊本県臨海工業用地造成事業特別会計

熊本県用地先行取得事業特別会計

熊本県育英資金等貸与特別会計

熊本県林業改善資金特別会計

熊本県沿岸漁業改善資金特別会計

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計

熊本県流域下水道事業特別会計

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

熊本県公債管理特別会計

熊本県国民健康保険事業特別会計

第2 審査の方法

審査に当たっては、次の諸点に主眼を置き、照合審査を行った。

- 1 決算の計数は、関係諸帳票及び証拠書類と符合し正確であるか。
- 2 予算は、その趣旨に沿って適正で効率的・効果的に執行されているか。
- 3 会計経理事務は、関係法規に準拠し適正に処理されているか。
- 4 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

なお、審査の過程においては、関係部局に必要な資料及び説明を求め、定期監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて慎重に審査した。

第3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査の対象とした令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、関係諸帳票及び証拠書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認した。

また、財務に関する事務の執行においては、一部において改善又は留意を要する事項が見受けられたが、預け金、差替え等や私的流用につながるおそれのある不適正な経理処理の事例は認められず、全体として予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的・効果的に処理されていると認められた。

2 審査の意見

(1) 財政状況等について

令和元年度の一般会計歳入総額は、8,333 億円余で対前年度 1,014 億円余の減少、歳出総額は 8,113 億円余で対前年度 996 億円余の減少となった。この結果、実質収支額は対前年度 17 億円余減少し、105 億円余の黒字となっている。また、翌年度繰越額は、1,102 億円余で対前年度 218 億円余の減少となっている。

なお、熊本地震からの復旧・復興に伴い過去最大の決算規模となった平成 28 年度と比較して、決算額は 3 年連続で減少している。

次に、令和元年度の特別会計歳入総額は、3,461 億円余で対前年度 79 億円余の減少、歳出総額は 3,340 億円余で対前年度 96 億円余の減少となった。この結果、実質収支額は対前年度 13 億円余増加し、114 億円余の黒字となっている。また、翌年度繰越額は、17 億円余で対前年度 5 億円余の増加となっている。

【 決算規模及び収支の状況 】

一般会計		(単位：百万円(単位未満切捨)、%)		
区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額A	833,397	934,839	101,442	10.9
歳出総額B	811,313	910,931	99,617	10.9
歳入歳出差引額C(A-B)	22,084	23,908	1,824	7.6
翌年度へ繰り越すべき財源D	11,558	11,637	79	0.7
実質収支額E(C-D)	10,525	12,270	1,745	14.2

【 決算規模及び収支の状況 】

特別会計		(単位：百万円(単位未満切捨)、%)		
区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額A	346,190	354,156	7,965	2.2
歳出総額B	334,098	343,730	9,632	2.8
歳入歳出差引額C(A-B)	12,092	10,425	1,666	16.0
翌年度へ繰り越すべき財源D	615	256	359	140.0
実質収支額E(C-D)	11,476	10,169	1,307	12.9

【 翌年度繰越額 】

		(単位：百万円(単位未満切捨)、%)		
区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
一般会計	110,250	132,053	21,803	16.5
特別会計	1,762	1,243	518	41.7

主な財政指標等を見ると、財政調整用 4 基金の残高は、総額 309 億円余と対前年度 92 億円余の減少となっている一方、臨時財政対策債や熊本地震に係る災害復旧関連事業等を除く通常県債の残高は、8,678 億円余と対前年度 14 億円余の減少となっており、12 年連続で減少している。

また、財政の弾力性を示す「経常収支比率」は 94.1%と、対前年度 0.5 ポイント硬直化が進んでいるほか、財政健全化判断比率である「実質公債費比率」は 8.5%と、これまでの財政健全化への取組により対前年度から 0.9 ポイント改善している一方、「将来負担比率」は 205.6%と、対前年度から 10.7 ポイント悪化し、3 年連続で上昇している。

【 主な財政指標等 】

(単位：百万円(単位未満切捨)、%、ポイント)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減(前年度比)
財政調整用4基金残高	38,559	40,164	30,924	9,240
通常県債残高	880,718	869,314	867,866	1,448
経常収支比率	93.1	93.6	94.1	0.5
実質公債費比率	10.4	9.4	8.5	0.9
将来負担比率	185.0	194.9	205.6	10.7

(2) 未収金の状況について

一般会計及び特別会計を合わせた未収金(収入未済額)は、58億3,446万円余で、前年度と比較して1,258万円余(0.2%)減少している。このうち県税は19億6,043万円余、県税以外は38億7,403万円余となっている。

【 一般会計及び特別会計に係る収入未済額の状況 】

県税

(単位：円、%)

区分	収入未済額		対前年度増減	
	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
県 税	1,960,431,599	1,998,600,534	38,168,935	1.9
(うち個人県民税)	1,392,892,414	1,606,553,963	213,661,549	13.3

県税以外

(単位：円、%)

区分	収入未済額		対前年度増減	
	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
分担金及び負担金	133,560,384	133,617,921	57,537	0.0
使用料及び手数料	17,734,995	9,651,046	8,083,949	83.8
国庫支出金	2,206,000	2,206,000	0	-
財産収入	0	100	100	100.0
諸 収 入	3,720,532,053	3,702,970,250	17,561,803	0.5
(うち貸付金元利収入)	2,976,615,709	3,004,848,129	28,232,420	0.9
県 税 以 外 計	3,874,033,432	3,848,445,317	25,588,115	0.7

県税 + 県税以外

(単位：円、%)

区分	収入未済額		対前年度増減	
	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
県 税	1,960,431,599	1,998,600,534	38,168,935	1.9
県 税 以 外	3,874,033,432	3,848,445,317	25,588,115	0.7
合 計	5,834,465,031	5,847,045,851	12,580,820	0.2

ア 県税の未収金について

県税の未収金については、前年度と比較して3,816万円余(1,9%)減少している。

特に、個人県民税の未収金については、市町村との共同催告や併任徴収、市町村からの徴取引継等のこれまでの取組の結果、対前年度2億1,366万円余の減少と9年連続で減少している。

一方で、軽油引取税が対前年度1億292万円余増加したことに加えて、新型コロナウイルスに起因した納税困難事業所の増加により、法人二税が対前年度8,137万円余増加している。

イ 県税以外の未収金について

県税以外の未収金については、林業改善資金や育英資金等貸付金償還金等の増加により、前年度と比較して2,558万円余(0.7%)増加している。

一方で、解消に向けた着実な取組により、滞納案件55件のうち32件で未収金が減少しており、未収金が多岐にわたる中小企業振興資金の貸付金元利収入についても、前年度から4,205万円余減少している。

今後とも、歳入の確保及び負担の公平・公正の維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図っていくとともに、新規未収金の発生を未然に防止する対策を講じていく必要がある。

(3) 財務事務の執行状況について

定期監査の結果

令和元年度は、年間を通じ、本庁及び地方支出機関全256機関について定期監査を実施した。この結果、財務事務の執行については、全体としておおむね適正に処理されていたが、一部に改善又は留意を要する事項や課題が見受けられた。事項別の課題件数は、次表のとおりである。

【 令和元年度に実施した定期監査結果 事項別課題件数 】

	行政	収入	支出	物品	財産	合計
指摘	6	5	7	5	0	23
注意	31	33	55	43	4	166
留意	30	13	23	19	6	91
意見	2	0	0	0	0	2
合計	69	51	85	67	10	282

財務事務の執行における主な課題

財務事務の執行における主な課題として、以下に掲げるような事例が見受けられた。

ア 収入事務について

(ア) 県税の誤還付が発生した事例

○自動車取得税について、税務システムへのデータ登録を誤り、本来還付の対象とならない者へ誤って還付を行った。

(イ) 契約主体が不適切であった事例

○県立学校が生徒の実習として行った隣接する町道の植樹帯管理業務について、県と町で契約すべきところ、学校が契約主体となれるものと誤解し、学校と町で契約を締結し、受託料を学校の収入とした。

イ 支出事務について

(ア) 契約手続に誤りがあった事例

○次の業務について、契約手続を行わないまま口頭やメールのやり取りにより業者に業務を行わせた。また、翌年度になって、契約手続を行っていないことが判明し業務状況を確認後、支払を行った。

- ・システム保守及び改修業務
- ・電話機増設等工事及び消火器等物品購入

(イ) 遅延利息が発生した事例

○道路維持修繕業務について、業者からの請求書を4ヵ月間放置したことから、支払が遅れ、遅延利息が発生した。

○電話料金の請求書について、開封しないまま他の収受文書と混在させたため、電話料金の支払が遅れ、遅延利息が発生した。

○請求書を出先機関から本庁所管課あてに送付したが所在不明となり、謝金等の支払が遅れ、遅延利息が発生した。

これらの課題は、一義的には担当職員の不注意、理解不足により基本的な事項が遵守されていないことに起因するものであり、併せて、管理監督職員のチェックが不十分であることから発生しており、より一層の再発防止に取り組まれるよう求めるものである。

全庁的にみると、これまでの行財政改革に伴う職員削減や、加えて、熊本地震からの復旧・復興を支える多様な人材(他県派遣職員、任期付職員、非常勤職員など)の任用、ここ数年の新規採用職員の増加などにより、財務事務に不慣れな職員が増加し、財務部門が弱体化していることも課題発生の一因として挙げられる。

このような課題の発生を防止するためには、効果的な研修の更なる充実、所属内での相互確認の更なる徹底や本庁所管課による支援体制の強化などを図るとともに、課題の多くが人為的なミスであるため、定型的な業務については、費用対効果の観点を踏まえた上で、ICTを活用した事務のチェック体制を強化することが必要である。

また、今年度から導入された、職員自らが日常業務の中で取り組む「事務の的確・適正な執行の確保に関する制度」の実施についても、PDCAサイクル(整備、運用、評価、見直し)の各局面において、事務処理を行う担当所属に任せきりにせず、

関係部局が一体となって取り組み、適正な財務事務の執行体制の強化に努める必要がある。

(4) 熊本地震、新型コロナウイルス、令和2年7月豪雨災害に係る取組について

本県は、4年前の熊本地震からの復興途上にある中、新型コロナウイルス、令和2年7月豪雨災害と、トリプルパンチに見舞われ、県民の生命、財産に甚大な被害が発生するとともに、県民の生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2020で「被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす」と本県への支援を明確にしているが、今後の財政需要の急増は必至であり、将来にわたって厳しい財政状況に直面することが想定される。

そこで、将来の財政運営を見据え、自主財源の更なる確保に努めるとともに、引き続き国に対して、本県の財政負担の最小化のための財政支援の継続を要望していただきたい。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事業の重点化を図りながら、効率的・効果的な行財政運営に努める必要がある。

特に、今回の豪雨災害に伴う被災者の生活再建や地域の再生に向け、被災市町村のニーズやフェーズに応じた支援となるよう適時適切に対応するとともに、復興後の地域の将来像を示し、中期的に達成すべき目標やロードマップを掲げた復旧・復興プランを策定し、全庁一丸となって取り組んでいただきたい。

なお、これらの災害等への対応には息の長い取組が必要であり、職員の時間外勤務やメンタル不調職員の増加が懸念される。在宅勤務や時差出勤など、職場の業務形態や職員の事情等に配慮した柔軟な勤務体系を取り入れながら、業務に携わる職員の健康管理に十分留意していただきたい。